

○京都府森林の適正な管理に関する条例施行規則

平成 26 年 12 月 5 日
京都府規則第 46 号

(用語)

第 1 条 この規則で使用する用語は、京都府森林の適正な管理に関する条例（平成 26 年京都府条例第 33 号。以下「条例」という。）で使用する用語の例による。

(要適正管理森林の指定の公示)

第 2 条 条例第 5 条第 2 項の規定による指定の公示は、次に掲げるもののうちいずれか 1 以上により要適正管理森林を明示して、京都府公報に登載して行うものとする。

- (1) 要適正管理森林の存する土地の所在及び地番
- (2) 一定の地物、施設又は工作物
- (3) 平面図

(身分証明書)

第 3 条 条例第 9 条第 2 項に規定する身分を示す証明書は、別記第 1 号様式によるものとする。

2 条例第 10 条第 5 項に規定する身分を示す証明書は、別記第 2 号様式によるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記

第1号様式（第3条関係）

（表）

<p>第 号</p> <p style="text-align: center;">身分証明書</p> <p>所 属 職 名 氏 名</p> <p style="text-align: right;">年 月 日生</p> <p>上記の者は、京都府森林の適正な管理に関する条例（平成26年京都府条例第33号）第9条第1項の規定により要適正管理森林又は要適正管理森林の所有者若しくは占有者の事務所若しくは事業場に立ち入り、森林の状況又は帳簿、書類その他必要な物件を検査することができる職員であることを証明する。</p> <p>年 月 日交付</p> <p style="text-align: right;">京都府知事 印</p>	<div style="border: 1px solid black; width: 80%; margin: 0 auto; height: 150px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">写真貼り付け欄</div>
---	---

（裏）

<p>京都府森林の適正な管理に関する条例（抜粋）</p> <p>（報告の徴収及び立入検査）</p> <p>第9条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、要適正管理森林の所有者若しくは占有者から必要な事項について報告を徴し、又はその職員に要適正管理森林若しくは要適正管理森林の所有者若しくは占有者の事務所若しくは事業場に立ち入り、森林の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のため認められたものと解釈してはならない。</p> <p>（罰則）</p> <p>第13条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 第9条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、若しくは妨げた者</p> <p>(2) 略</p>
--

備考 用紙の大きさは、縦6センチメートル、横9センチメートルとする。

第2号様式（第3条関係）

（表）

<p>第 号</p> <p style="text-align: center;">身分証明書</p> <p>所 属 職 名 氏 名</p> <p style="text-align: right;">年 月 日生</p> <p>上記の者は、京都府森林の適正な管理に関する条例（平成26年京都府条例第33号）第10条第1項の規定により他人の占有する土地に立ち入ることができる者であることを証明する。</p> <p>年 月 日交付</p> <p style="text-align: right;">京都府知事 印</p>	<p>写真貼り付け欄</p>
---	----------------

（裏）

京都府森林の適正な管理に関する条例（抜粋）

（調査のための立入り）

第10条 知事又はその命じた者若しくはその委任を受けた者は、要適正管理森林の指定のための調査を行うためやむを得ない必要がある場合においては、他人の占有する土地に立ち入ることができる。

2 前項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする場合においては、あらかじめ、当該土地の占有者にその旨を通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難である場合においては、この限りでない。

3 第1項の規定により宅地又は垣、柵等で囲まれた土地に立ち入ろうとする場合においては、立入りの際、あらかじめ、その旨を当該土地の占有者に告げなければならない。

4 日出前及び日没後においては、占有者の承諾があった場合を除き、前項に規定する土地に立ち入ってはならない。

5 第1項の規定により土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

6 土地の占有者又は所有者は、正当な理由がない限り、第1項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。

7 略

（罰則）

第13条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

(1) 略

(2) 第10条第6項の規定に違反して、土地の立入りを拒み、又は妨げた者

備考 用紙の大きさは、縦6センチメートル、横9センチメートルとする。